

# 第6回 在宅レセプト勉強会

---

## 在医総管と施医総管②

# 目次

テーマ

おわりに

1. 前回の内容

2. 算定区分の解説

3. 実際の算定例

4. 質疑応答

# 1.前回の内容

在医総管（ざいいそうかん）  
＝在宅時医学総合管理料

施医総管（しいそうかん）  
＝施設入居時医学総合管理料

# 1.前回の内容（概要）

## 概要と、算定要件

- ▶計画的な医学管理の下に**定期的な訪問診療**を行っている場合に、所定点数を**月1回**に限り算定する。**往診のみは不可**。
- ▶**施設基準、訪問回数、別に厚生労働大臣が定める状態の患者**かどうか**単一建物診療患者の人数**に従い、点数が異なる。
- ▶別に厚生労働大臣が定める診療に係る費用及び投薬の費用は、**所定点数に含まれる** = 包括される（※3）ものとする。

# 1.前回の内容（算定要件 ※一部抜粋）

- ▶別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、**地方厚生局長等に届け出た保険医療機関**が算定可能。
- ▶個別の患者ごとに総合的な**在宅療養計画を作成**し、その内容を患者、家族及びその看護に当たる者等に対して説明し、**在宅療養計画及び説明の要点等を診療録に記載すること。**
- ▶他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めること。
- ▶当該患者が診療科の異なる他の保険医療機関を受診する場合には、診療の状況を示す文書を当該保険医療機関に交付する等**十分な連携を図る**よう努めること。

場所	管理料	備考
自宅	在医総管	
小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	在医総管	宿泊日のみ算定可。 サービス利用前30日以内に、 訪問診療等を算定した患者に限る。
サ高住 有料老人ホーム（特定施設以外）	施医総管	
サ高住 有料老人ホーム（特定施設）	施医総管	
特別養護老人ホーム	施医総管	末期の悪性腫瘍、死亡日から遡って 30日以内の患者に限る
グループホーム	施医総管	
ショートステイ （短期入所生活介護）	施医総管	サービス利用前30日以内に訪問診 療等を算定した患者に限る
ショートステイ（老健施設におけ る短期入所療養介護）	×	併設の医療機関は算定不可

	機能強化型在宅診療・在宅病 (病床あり)					機能強化型在宅診療・在宅病 (病床なし)					在宅診療・在宅病					その他				
	1人	2~9人	10人~ 19人	20人~ 49人	50人 ~	1人	2~9人	10人~ 19人	20人~ 49人	50人 ~	1人	2~9人	10人~ 19人	20人~ 49人	50人 ~	1人	2~9人	10人~ 19人	20人~ 49人	50人 ~
<b>在宅時 医学総合管理料</b>																				
①月2回以上訪問 (難病等)	5,385点	4,485点	2,865点	2,400点	2,110点	4,985点	4,125点	2,625点	2,205点	1,935点	4,585点	3,765点	2,385点	2,010点	1,765点	3,435点	2,820点	1,785点	1,500点	1,315点
②月2回以上訪問	4,485点	2,385点	1,185点	1,065点	905点	4,085点	2,185点	1,085点	970点	825点	3,685点	1,985点	985点	875点	745点	2,735点	1,460点	735点	655点	555点
③(うち1回は情報通信 機器を用いた診療)	3,014点	1,670点	865点	780点	660点	2,774点	1,550点	805点	720点	611点	2,554点	1,450点	765点	679点	578点	2,014点	1,165点	645点	573点	487点
④月1回訪問	2,745点	1,485点	765点	670点	575点	2,505点	1,365点	705点	615点	525点	2,285点	1,265点	665点	570点	490点	1,745点	980点	545点	455点	395点
⑤(うち2月目は情報通 信機器を用いた診療)	1,500点	828点	425点	373点	317点	1,380点	768点	395点	344点	292点	1,270点	718点	375点	321点	275点	1,000点	575点	315点	264点	225点
<b>施設入居時等 医学総合管理料</b>																				
①月2回以上訪問 (難病等)	3,885点	3,225点	2,865点	2,400点	2,110点	3,585点	2,955点	2,625点	2,205点	1,935点	3,285点	2,685点	2,385点	2,010点	1,765点	2,435点	2,010点	1,785点	1,500点	1,315点
②月2回以上訪問	3,185点	1,685点	1,185点	1,065点	905点	2,885点	1,535点	1,085点	970点	825点	2,585点	1,385点	985点	875点	745点	1,935点	1,010点	735点	655点	555点
③(うち1回は情報通信 機器を用いた診療)	2,234点	1,250点	865点	780点	660点	2,054点	1,160点	805点	720点	611点	1,894点	1,090点	765点	679点	578点	1,534点	895点	645点	573点	487点
④月1回訪問	1,965点	1,065点	765点	670点	575点	1,785点	975点	705点	615点	525点	1,625点	905点	665点	570点	490点	1,265点	710点	545点	455点	395点
⑤(うち2月目は情報通 信機器を用いた診療)	1,110点	618点	425点	373点	317点	1,020点	573点	395点	344点	292点	940点	538点	375点	321点	275点	760点	440点	315点	264点	225点

引用：厚生労働省・「令和6年度診療報酬改定の概要（医科全体版）」

	在支診 (1) ※機能強化型 (単独型)	在支診 (2) ※機能強化型 (連携型)	在支診 (3)
在宅診療を担当する常勤医師	3名	3名 (連携医療機関内)	1名
24時間連絡を受ける体制	○	○	○
24時間往診可能な体制	○	○	○
24時間訪問看護体制	○ ※訪問看護ステーションとの連携可	○ ※訪問看護ステーションとの連携可	○ ※訪問看護ステーションとの連携可
緊急時の入院体制	有床診療所：自院 無床診療所：他院との連携可	他院との連携可	他院との連携可
緊急往診の実績	10件/年	連携医療機関内：10件/年 自院：4件/年	なし
看取り又は15歳未満の超重症児及び準超重症児に対する在宅医療	4件/年	連携医療機関内：4件/年 自院：2件/年	なし

## 2.算定区分の解説

大きく分けて、以下の3点で区分される。

### ①単一建物診療患者の人数

：1人、2～9人、10～19人、20～49人、50人以上 で区分

### ②別に厚生労働大臣が定める状態の患者かどうか

：別に定められている状態、疾患の場合、点数が高くなる。

### ③ひと月の定期訪問回数

：月1回、月2回以上で区分。

そのうち情報通信機器を用いる場合には、更に点数が異なる。

## 2.算定区分の解説

### 例外の紹介①

#### ▶在医総管、施医総管

- ・同居する同一世帯の患者が2人以上

#### ▶在医総管

- ・1建物の患者数が戸数の10%以下の場合
- ・1建物の戸数が20戸未満であって、患者が2人以下の場合

**「単一建物診療患者が1人の場合」  
を算定する。**

## 2.算定区分の解説

- ・ 1つの患家に在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料は、患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定すること。
- ・ また、在宅時医学総合管理料について、当該建築物において当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1人の場合」を算定すること。

## 2.算定区分の解説

### 例外の紹介②

- ▶情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）の前提として、  
訪問診療と情報通信機器を用いた診療を組み合わせた在宅診療計画を  
作成し、当該計画に基づいて、計画的な療養上の医学管理を行うこと  
を評価したものである。

**毎月オンライン診療のみは算定不可。  
隔月で対面診療が必要となる。**

## 2.算定区分の解説（在医総管）

在宅時 医学総合管理料	機能強化型在支診・在支病 (病床あり)					機能強化型在支診・在支病 (病床なし)				
	1人	2～9 人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～	1人	2～9 人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～
①月2回以上訪問 (難病等)	5,385点	4,485点	2,865点	2,400点	2,110点	4,985点	4,125点	2,625点	2,205点	1,935点
②月2回以上訪問	4,485点	2,385点	1,185点	1,065点	905点	4,085点	2,185点	1,085点	970点	825点
③(うち1回は情報通信 機器を用いた診療)	3,014点	1,670点	865点	780点	660点	2,774点	1,550点	805点	720点	611点
④月1回訪問	2,745点	1,485点	765点	670点	575点	2,505点	1,365点	705点	615点	525点
⑤(うち2月目は情報通 信機器を用いた診療)	1,500点	828点	425点	373点	317点	1,380点	768点	395点	344点	292点

## 2.算定区分の解説（在医総管）

在宅時 医学総合管理料	在支診・在支病					その他				
	1人	2～9人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～	1人	2～9人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～
①月2回以上訪問 (難病等)	4,585点	3,765点	2,385点	2,010点	1,765点	3,435点	2,820点	1,785点	1,500点	1,315点
②月2回以上訪問	3,685点	1,985点	985点	875点	745点	2,735点	1,460点	735点	655点	555点
③ (うち1回は情報通信 機器を用いた診療)	2,554点	1,450点	765点	679点	578点	2,014点	1,165点	645点	573点	487点
④月1回訪問	2,285点	1,265点	665点	570点	490点	1,745点	980点	545点	455点	395点
⑤ (うち2月目は情報通 信機器を用いた診療)	1,270点	718点	375点	321点	275点	1,000点	575点	315点	264点	225点

## 2.算定区分の解説（**施医総管**）

施設入居時等 医学総合管理料	機能強化型在支診・在支病 (病床あり)					機能強化型在支診・在支病 (病床なし)				
	1人	2～9 人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～	1人	2～9 人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～
①月2回以上訪問 (難病等)	3,885点	3,225点	2,865点	2,400点	2,110点	3,585点	2,955点	2,625点	2,205点	1,935点
②月2回以上訪問	3,185点	1,685点	1,185点	1,065点	905点	2,885点	1,535点	1,085点	970点	825点
③ (うち1回は情報通信 機器を用いた診療)	2,234点	1,250点	865点	780点	660点	2,054点	1,160点	805点	720点	611点
④月1回訪問	1,965点	1,065点	765点	670点	575点	1,785点	975点	705点	615点	525点
⑤ (うち2月目は情報通 信機器を用いた診療)	1,110点	618点	425点	373点	317点	1,020点	573点	395点	344点	292点

## 2.算定区分の解説（**施医総管**）

	在支診・在支病					その他				
施設入居時等 医学総合管理料	1人	2～9 人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～	1人	2～9 人	10人～ 19人	20人～ 49人	50人 ～
①月2回以上訪問 (難病等)	3,285点	2,685点	2,385点	2,010点	1,765点	2,435点	2,010点	1,785点	1,500点	1,315点
②月2回以上訪問	2,585点	1,385点	985点	875点	745点	1,935点	1,010点	735点	655点	555点
③ (うち1回は情報通信 機器を用いた診療)	1,894点	1,090点	765点	679点	578点	1,534点	895点	645点	573点	487点
④月1回訪問	1,625点	905点	665点	570点	490点	1,265点	710点	545点	455点	395点
⑤ (うち2月目は情報通 信機器を用いた診療)	940点	538点	375点	321点	275点	760点	440点	315点	264点	225点

### 3.実際の算定例



Aさん



Bさん



診療場所：患者の個人宅・一軒家（持ち家）

単一建物診療患者：2人・同一世帯の夫婦

ひと月の訪問回数：月2回・いずれも対面診察

厚生労働省が定める状態、疾患に該当しない。



Aさん

在医総管（月2回以上・1人）

Bさん

在医総管（月2回以上・1人）

### 3.実際の算定例



診療場所：サ高住・20戸（特定施設以外）

単一建物診療患者：15人

ひと月の訪問回数：月1回・いずれも対面診察

厚生労働省が定める状態、疾患に該当しない。



全員、**施医総管**（月1回・10～19人）

## 4.まとめ、質疑応答

# 質疑応答

ご清聴ありがとうございました  
ご不明点、ご質問はメールにてお問い合わせください。

**次回：4月18日（金） 13：00～**